

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

				資料番号	8-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	50-1	許認可等の内容	指定工場の施設の種類等の変更許可		
愛媛県公害防止条例 (昭和44年10月11日条例第23号)							
<p><b>第50条</b> 第47条第1項の規定による許可を受けた者 (前条第1項の規定により許可を受けたものとみなされた者を含む。) は、その指定工場に係る第47条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、排出ガス量の増加を伴わない施設の変更その他の規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 第47条第3項及び第48条の規定は、前項の許可について準用する。</p>							
<p>(許可の基準等)</p> <p><b>第48条</b> 知事は、前条第2項の申請書を受理した場合において、その申請の内容が許容基準に、適合すると認めるときは許可の、適合しないと認めるときは不許可の処分をしなければならない。</p>							

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	8-2	担当課	環境・ゼロカーボン推進課		
法令名	愛媛県公害防止条例	根拠条項	50-1	許認可等の内容	指定工場の施設の種類の變更許可
(許容基準等)					
<b>第46条</b> 指定工場に係るばい煙の許容基準は、別表第4に掲げるとおりとする。					
<b>別表第4</b> (第46条関係)					
いおう酸化物に係る許容基準					
次の式により算出したいおう酸化物の量とする。					
$Q = R \times \frac{W}{a} + \frac{q}{b}$					
この式において、Q、R、a、W、b及びqは、それぞれ次の値を表すものとする。					
Q 指定工場において排出することができるいおう酸化物の量 (単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)					
R 地域の区分に応じて規則で定めるいおう酸化物の排出許容係数					
a 燃料から発生する規則で定めるいおう酸化物の補正係数					
W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量 (単位 キログラム)					
b 燃料以外の物に含まれるいおう分の含有率 (重量比) に応じて規則で定めるいおう酸化物の削減係数					
q 燃料以外の物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するいおう酸化物の量 (単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)					
備考					
1 いおう酸化物の量は、規格K0103に定める方法によりいおう酸化物濃度及び規格Z8808に定める方法により排出ガス量を測定し、算出した量とする。					
2 重油の燃焼による場合であつて排煙脱硫装置を設置していないときは、いおう酸化物の量は、次の式により算定するものとする。					
$Q' = 0.7 \times S \times W$					
この式において、Q'、S及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。					
Q' いおう酸化物の量 (単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)					
S 重油中の硫黄分の含有率とし、その測定方法は、規格K2541-1からK2541-7までに定める方法によるものとする。					
W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量 (単位 キログラム)					
追加 [昭和49年条例7号]、一部改正 [平成24年条例12号]					